

1. 商品名 (愛称)	<p style="text-align: center;">期日指定定期預金</p> <p>※2024年4月1日より新規お取扱い(口座開設)を中止しています。</p>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に限ります。
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・据置期間を1年とし最長預入期間は3年間です。据置期間経過後は任意の日を1ヵ月前に指定することによって満期日とすることができます。(満期日の指定がない場合は、最長預入期限が満期日となります) ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1円以上 300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に利息とともに払い戻します。 ・据置期間経過後は1万円以上であれば預金の一部支払いもできます。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課 税	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・一部支払い時あるいは満期日以降にその都度支払います。 ・付利単位を1円とし、1年複利方式によって計算します。 (ただし、年単位とならない預入日数については、1年を365日とする日割計算による年複利計算) ・分離課税(20%) <p>※ただし、平成25年1月1日～令和19年12月31日までにお受取りになる利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>
7. 手 数 料	—————
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続取扱いのものは総合口座(新総合口座)の担保とすることができ、担保定期預金の90%、300万円以内までの当座貸越ができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率とします。 ・個人の場合、法令に定められた条件を満たせばマル優のお取扱いができます。 ・普通預金との間で資金を自動振替するスウィングサービスのお取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・災害その他やむを得ない事情により満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 a 預入1ヵ月未満 解約日の普通預金利率

	<p>b 預入1ヵ月以上6ヵ月未満 解約日の普通預金利率</p> <p>c 預入6ヵ月以上1年未満 約定利率の40%</p> <p>d 預入1年以上1年6ヵ月未満 約定利率の50%</p> <p>e 預入1年6ヵ月以上2年未満 約定利率の60%</p> <p>f 預入以上2年6ヵ月未満 約定利率の70%</p> <p>g 預入2年6ヵ月以上3年未満 約定利率の90% (約定利率は2年以上3年以下の利率とします)</p>
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・期日後利息は解約または書替継続日の普通預金利率により計算します。 ・金利については窓口までお問い合わせ願います。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772